

特別支援学校高等部 芸術（音楽）

解答についての注意点

- 1 問題は、特別支援教育に関する大問 **4**、教科等に関する大問 **1**～大問 **3** の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問 **1**～大問 **2** については、記述式解答用紙に、大問 **3**～大問 **4** については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問 **3**～大問 **4** の解答は、選択肢のうちから、問題で指示された解答番号の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

1 これから放送されるア～カの音楽や楽器の音を聴いて、次の（１）～（３）の問いに答えよ。

（１）ア～エの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙の「」に、必要な事項を記入すること。

（２）オで使用されている楽器名を３つ記せ。

（３）カの楽器に関連のある国または地域を下の語群 A～E から一つ選び、解答用紙に記号で記せ。また、この楽器名を記せ。

(語群)	A 北アフリカ	B 南アメリカ	C インドネシア
	D マダガスカル	E 朝鮮半島	

2 次の(1)～(2)の問いに答えよ。

(1)「浜辺の歌」(林古溪 作詞、成田為三 作曲)の旋律を解答用紙の五線譜に、以下に示す音符や記号の中から必要なものを使用して、適切な楽譜として完成せよ。なお、調性は、ホ長調の属調とする。

【音符や記号】

全音符、二分音符、四分音符、八分音符、十六分音符、付点二分音符、付点四分音符、付点八分音符、全休符、二分休符、四分休符、八分休符、十六分休符、付点二分休符、付点四分休符、付点八分休符、三連符、タイ、調号、臨時記号、拍子記号

(2) 次の楽譜は、ベートーヴェン作曲の「ピアノソナタ第8番ハ短調作品13『悲愴』 第2楽章」の主題の旋律の一部である。

Ab Eb7/D_b Ab/C Eb7/G Ab Eb/G F_m Bb7/F Eb Eb

G⁻⁵_{m7/D_b} Eb7/D_b Ab/C F₇ B_bm Eb₇ Eb₇/A_b Ab

5小節目 6小節目 7小節目

この旋律を活用して、ソプラノリコーダー、アルトリコーダー、テナーリコーダー及びギターの合奏用の教材を作成する。この旋律の調性をト長調に移調するとともに音符の音価を2倍に表記して、ソプラノリコーダーのパートを解答用紙の総譜に示している。

解答用紙にあるソプラノリコーダーのパートの5小節目～7小節目に適切な音符を記入し、ベートーヴェン作曲の「ピアノソナタ第8番ハ短調作品13『悲愴』 第2楽章」の主題を完成せよ。

さらに、アルトリコーダー、テナーリコーダー、ギターのパート譜に、楽譜に記載しているコードネームを基とした和音となるように、各パートの音符を実音で記入し、適切な総譜として完成せよ。

なお、3小節目と8小節目はソプラノのパート譜と同じ音価の音符で表記し、それ以外の小節目は2分音符で表記し作成すること。

3 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術」について、以下の（1）～（2）の問いに答えよ。

（1）「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術 第2款 各科目 第1音楽Ⅰ」について、次のA～Eの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ
1 目標
(3) 主体的・（ア）に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、（イ）、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | ア 協働的 | イ 音楽文化に親しみ |
| 2 | ア 対話的 | イ 音楽文化についての理解を深め |
| 3 | ア 協働的 | イ 創意工夫を生かした音楽表現をすることや |
| 4 | ア 対話的 | イ 音楽の多様性について理解するとともに |
| 5 | ア 協働的 | イ 創造的な表現と鑑賞の能力を高め |

B 次に示す空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ
2 内容
B 鑑賞
鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。
(1) 鑑賞
鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くこと。
(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠
(イ) 自分や社会にとっての音楽の意味や価値
(ウ) ()

- 1 音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり
- 2 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴
- 3 音楽と人間の感情との関わり及び社会における音楽に関わる人々の役割
- 4 現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴
- 5 音楽表現の共通性や固有性

C 次の空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽 I

2 内容

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている（ ア ），それらの働きを感受しながら、
（ イ ）。

- 1 ア 要素及び音楽に関する用語や記号などを理解し
イ 理解したことと感受したこととの関わりについて考えること
- 2 ア 要素や要素同士の関連を知覚し
イ 知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること
- 3 ア 音素材の特徴を知覚し
イ 知覚したことと感受したこととの関わりについて理解すること
- 4 ア 音素材の関連を理解し
イ 理解したことと感受したこととの関わりについて考えること
- 5 ア 要素及び音楽に関する用語や記号などを知覚し
イ 知覚したことと感受したこととの関わりについて理解すること

D 次の空欄に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

3 内容の取扱い

(7) 内容の「A表現」の(3)の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、()を重視するとともに、作品を記録する方法を工夫させるものとする。

- 1 自己のイメージや感情
- 2 音楽を形づくっている要素
- 3 音を音楽へと構成すること
- 4 音楽づくりの様々な発想
- 5 どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと

E 次の空欄に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

3 内容の取扱い

(11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、()について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

- 1 消費者の基本的な権利
- 2 著作権法第35条
- 3 音楽に関する知的財産権
- 4 著作権法第30条
- 5 著作権思想の普及

(2) 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示） 第2章 第7節 芸術 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について、次の空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる（ア）に応じた（イ）計画的、組織的に行うこと。

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | ア 困り感 | イ 長期目標と短期目標を立てた指導を |
| 2 | ア 困り感 | イ 授業形態や集団の構成の工夫を |
| 3 | ア 学習負担 | イ 心理面の配慮を |
| 4 | ア 困難さ | イ 指導内容や指導方法の工夫を |
| 5 | ア 困難さ | イ 合理的配慮を |

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関する法令や近年の動向について、次の(1)～(8)の問いに答えよ。

(1)「発達障害者支援法」(平成28年6月一部改正)について、次の①、②の問いに答えよ。

① 次の文は、第二条の条文である。空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常 において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち のものをいう。

3 この法律において「」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

	ア	イ	ウ	エ
1	低年齢	社会的障壁	十八歳未満	発達支援
2	低年齢	個人内障壁	十八歳以下	心理的支援
3	高学年	個人内障壁	十八歳未満	心理的支援
4	高学年	社会的障壁	十八歳以下	発達支援
5	高学年	社会的障壁	十八歳未満	心理的支援

② 次の各文のうち、「第一章 総則」の記述の内容として正しいもののみをすべて挙げているものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 発達障がい者の支援は、個々の発達障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、切れ目をつけながら行われなければならない。

イ 発達障がい者の支援は、全ての発達障がい者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

ウ 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障がい児に対し、発達障がいの症状の発現後、経過観察の時間をとって、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障がい者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障がい者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

エ 国民は、個々の発達障がいの特性その他発達障がいに関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障がい者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

オ 国及び地方公共団体は、発達障がい児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、必ず発達障がい児が発達障がい児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行う。

- 1 アーオ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエ
- 5 アーイーウーオ

(2) 次の表は、文部科学省による「主な発達障害の定義について」をまとめたものである。空欄ア～エにあてはまる障がい名として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

障がい名	定義
<input type="text" value="ア"/>	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
<input type="text" value="イ"/>	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
<input type="text" value="ウ"/>	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
<input type="text" value="エ"/>	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである <input type="text" value="イ"/> のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

	ア	イ	ウ	エ
1	学習障がい	自閉症	注意欠陥多動性障がい	アスペルガー症候群
2	自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	学習障がい
3	学習障がい	高機能自閉症	アスペルガー症候群	自閉症
4	高機能自閉症	自閉症	注意欠陥多動性障がい	アスペルガー症候群
5	学習障がい	自閉症	注意欠陥多動性障がい	高機能自閉症

(3) 次の文は、「障害者基本法」(平成23年一部改正)の第一条の条文である。空欄ア～ウに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、によつて分け隔てられることなく、相互にを尊重し合いながらする社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

	ア	イ	ウ
1	障害の有無	個人と他者	共生
2	障害の有無	人格と個性	共生
3	能力の有無	個人と他者	協働
4	能力の有無	人格と個性	共生
5	障害の有無	個人と他者	協働

(4) 次の各文のうち、「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月 文部科学省)の『交流及び共同学習の展開』のポイントについて述べたものとして正しいもののみをすべて挙げているものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 学校、子どもたち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

イ 担任の判断の下、学校全体ではなく学級単位で取り組む。

ウ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

エ 障がいについて形式的に理解させる程度にとどめ、子どもたちが主体的に取り組む活動にする。

オ 活動後には、活動のねらいの達成状況、子どもたちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。

1 アーイーエ

2 イーウーオ

3 アーウーオ

4 アーイーウーエ

5 イーウーエーオ

(5) 次の文は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(平成30年7月6日公布)第一条の条文である。文中の空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との 及び 並びに障害者がある有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、 の措置その他障害者があるその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の を図ることを目的とする。

	ア	イ	ウ	エ
1	均等な機会	待遇の確保	職業リハビリテーション	職業の安定
2	均等な機会	待遇の確保	職業カウンセリング	生活の安定
3	格差の是正	保障の確保	職業カウンセリング	職業の安定
4	格差の是正	待遇の確保	職業リハビリテーション	職業の安定
5	均等な機会	保障の確保	職業カウンセリング	生活の安定

(6) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)について、次の①、②の問いに答えよ。

① 文中の空欄ア～エに当てはまる語句の正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

第1章5節の1の(3)

児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、 自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、 を要として各教科等の特質に応じて、 の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	社会的・職業的	作業学習	キャリア教育	職業教育
2	職業的・共生的	作業学習	就労教育	教育活動全体
3	社会的・職業的	特別活動	キャリア教育	職業教育
4	社会的・職業的	特別活動	キャリア教育	教育活動全体
5	職業的・共生的	特別活動	就労教育	職業教育

② 文中の空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

第1章第2節の2の(4)

学校における自立活動の指導は、障害による の困難を し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や 等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

	ア	イ	ウ	エ
1	生活上または活動上	改善・克服	自立活動教諭	特性及び心身の発達の段階
2	生活上または活動上	改善・克服	教育活動全体	認知の発達の段階
3	生活上または活動上	緩和・改善	自立活動教諭	認知の発達の段階
4	学習上または生活上	緩和・改善	自立活動教諭	特性及び心身の発達の段階
5	学習上または生活上	改善・克服	教育活動全体	特性及び心身の発達の段階

(7)「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」
（平成30年3月）の自立活動の内容において、発達障がいや重複障がいを含めた障がいのある幼
児児童生徒の多様な障がいの種類や状態等に応じた指導を一層充実するために新設された項目は
どれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- 2 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- 3 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- 4 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- 5 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- (8) 次の文は、「大阪府教育振興基本計画における後期事業計画」(2018(平成30)年度～2022年度大阪府)の基本方針の一部である。空欄ア～ウに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。
1～5から一つ選べ。解答番号は

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

基本的方向

- 「」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- 障がいのある子どもの の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

	ア	イ	ウ
1	ともに育ち、ともに生きる	自立と社会参加	公立学校
2	ともに育ち、ともに生きる	支援と社会自立	私立学校
3	ともに学び、ともに育つ	自立と社会参加	私立学校
4	ともに学び、ともに育つ	自立と社会参加	公立学校
5	ともに育ち、ともに生きる	支援と社会自立	公立学校

